

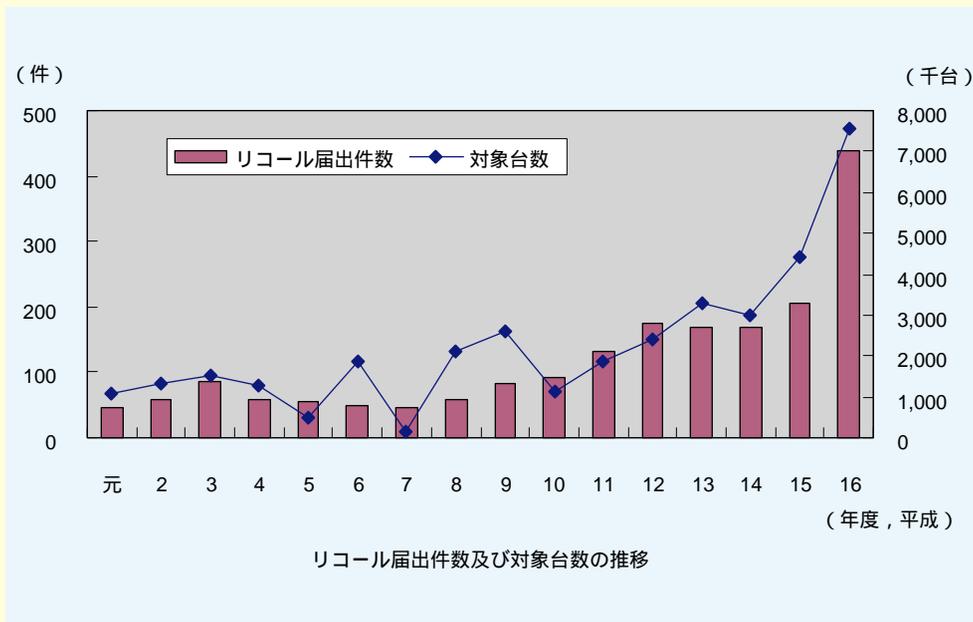
## リコール対策の充実・強化

## 1. リコール制度について

自動車のリコール制度とは、同一型式の一定の範囲の自動車について、その構造・装置又は性能が安全確保及び環境保全上の基準である「道路運送車両法の保安基準」の規定に適合しなくなるおそれがある又は適合していないと認める場合であって、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、販売後の自動車について、保安基準に適合させるために自動車メーカーが必要な改善措置を行うものである。

## 2. リコール届出数の傾向

平成16年度は、自動車メーカーによる隠蔽、虚偽報告等の不正行為が発覚したことによる影響もあり、リコール届出件数及び対象台数がそれぞれ438件、約757万台となり、リコール届出制度が始まった昭和44年以降最多を記録した前年度の204件、約442万台を大幅に上回る結果になった。



## 3. リコールに係る不正行為の再発防止対策について

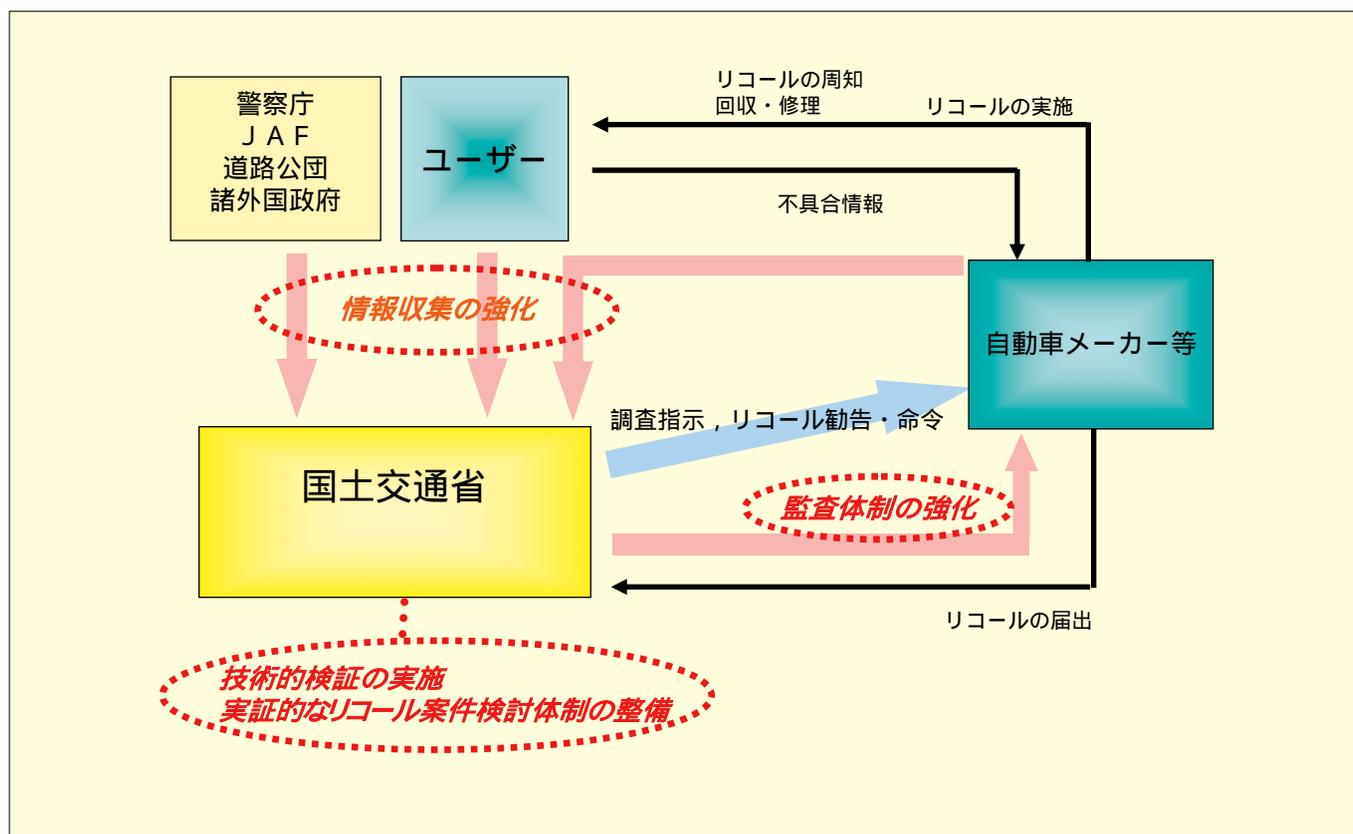
国土交通省は、リコールの適正な実施を図るため、平成15年1月よりリコール命令制度の創設、懲役刑の新設、罰金の加重等の措置を行ってきたところであるが、昨年、平成12年にリコールに係る不正行為を行ったメーカーによる不正行為が再度発覚したことから、リコール制度の迅速かつ確実な実施を図るため、以下の対策を講ずることとした。

## 情報収集体制の強化

- ・安全上重要な情報についてメーカーからの定期的報告の義務付け
- ・警察庁、JAF、道路公団、外国関係機関等との情報交換
- ・不具合情報受付窓口のPR等によるユーザー情報収集の充実

## 監査体制の強化

- ・疑義あるメーカーへの集中監査、各種データの総合分析による重点監査、ディーラー監査等の充実
- ・技術的検証体制の実施
- ・書面審査に加え、疑義案件については交通安全環境研究所等において現車確認、試験等を実施
- ・実証的リコール案件検討体制の整備
- ・死亡事故や車両火災等の重大事故につながる恐れのある案件等について、専門家による実証的、統一的な検討と判断が行える体制を整備



## 第5節 道路交通秩序の維持

### 1 交通の指導取締りの状況

#### (1) 交通の指導取締りの状況

平成16年中における車両等の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数は約851万件で、悪質・危険性の高い違反としては、最高速度違反が約282万件、酒酔い・酒気帯び運転が約15万件、無免許運転が約6万件等となっている（第1-32図）。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平16法90）により平成16年11月1日から罰則の対象となった運転中の携帯電話使用等違反については3万4,700件となっている。

なお、点数告知に係る違反の取締り件数について主なものをみると、座席ベルト装着義務違反が約332万件で、ヘルメット装着義務違反が約8万件等となっている。

#### (2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの状況

平成16年中の高速自動車国道等における交通違反取締り状況は、第1-19表のとおりである。

#### (3) 交通反則通告制度の適用状況

平成16年中に反則行為として告知した件数は771万179件で、車両等運転者の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数中に占める比率（反則適用率）は90.6%である。

反則告知件数を成人・少年別にみると、成人は727万7,254件、少年は43万2,925件となっている。また、行為別にみると、主なものは、最高速度違反が281万9,655件（33.2%）、駐停車違反が166万7,608件（19.6%）となっている。

### 2 交通の指導取締りの強化等

#### (1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

交通事故を防止するとともに、交通渋滞及び交通公害を緩和するためには、街頭監視活動及び白バイ、パトカー等による機動警ら活動を強化する必要がある。このため、部門間の連携や、人員の効率的配置により、交通指導取締り体制の確保に努め、交通機動隊等による機動力をいかした効果的な指導取締りを推進した。